

令和6年度

第1回宝達志水町青少年育成委員会

＜日 時＞ 令和6年6月18日(火) 午後7時から
＜場 所＞ 生涯学習センター「さくらドーム21」
2階 視聴覚室

～ 次 第 ～

1 開会

2 あいさつ〔青少年育成委員会委員長 細江 孝〕

3 宝達志水町青少年育成委員会について

- (1)委員の紹介P1
- (2)委嘱状の交付
- (3)青少年育成委員会についてP2～3

4 令和6年度事業計画についてP4

5 令和6年度巡回指導計画についてP5

6 巡回指導マニュアルについてP7

7 羽咋警察署管内における少年非行等の概況について 羽咋警察署 生活安全課長 福井 真 氏

8 閉会

【配布物】

身分証明書、帽子

※任期終了後、各学校で取りまとめのうえ、青少年育成センター事務局にご返却ください。

【事務担当】

青少年育成センター事務局(生涯学習課内) 米澤
TEL 29-8320 FAX 29-2333
E-mail: s-yonezawa@town.hodatsushimizu.lg.jp

令和6年度宝達志水町青少年育成委員会 委員名簿

(順不同)
任期 令和6年4月1日～令和7年3月31日

No	氏 名	所 属	役 職	連絡先
1	荒 川 光	押水第一小学校	PTA	〔学校〕 TEL 28-2129 FAX 28-2144
2	甲 田 貴 之	押水第一小学校	PTA	
3	岡 部 明 日 香	押水第一小学校	PTA	
4	茶 木 聡 美	押水第一小学校	生徒指導担当教諭	
5	広 正 仁 美	宝達小学校	PTA	〔学校〕 TEL 28-2101 FAX 28-4313
6	松 田 真 美	宝達小学校	PTA	
7	中 村 友 梨	宝達小学校	PTA	
8	新 瀬 和 夫	宝達小学校	生徒指導担当教諭	
9	本 庄 史 子	相見小学校	PTA	〔学校〕 TEL 28-2017 FAX 28-2336
10	北 山 梢	相見小学校	PTA	
11	南 瑛 子	相見小学校	PTA	
12	山 田 亮	相見小学校	生徒指導担当教諭	
13	國 井 晴 美	樋川小学校	PTA	〔学校〕 TEL 29-2044 FAX 29-3990
14	浜 池 智 美	樋川小学校	PTA	
15	本 島 明 佳	樋川小学校	PTA	
16	山 田 政 樹	樋川小学校	生徒指導担当教諭	
17	松 島 裕 子	志雄小学校	PTA	〔学校〕 TEL 29-2052 FAX 29-2069
18	河 上 有 花	志雄小学校	PTA	
19	中 村 真 理 子	志雄小学校	PTA	
20	青 山 真 奈 美	志雄小学校	生徒指導担当教諭	
21	坂 下 愛 里	宝達中学校	PTA	〔学校〕 TEL 28-3121 FAX 28-3120
22	高 松 誠	宝達中学校	PTA	
23	寺 谷 他 磨 子	宝達中学校	PTA	
24	北 橋 敦 子	宝達中学校	PTA	
25	永 井 佳 奈	宝達中学校	PTA	
26	井 上 高 志	宝達中学校	生徒指導担当教諭	
27	山 森 宣 和	宝達高校	生徒指導担当教諭	〔学校〕 TEL 28-3145 FAX 28-4056
28	赤 池 大 輔	石川県	青少年育成推進指導員	
29	大 窪 祐 宣	石川県	青少年育成推進指導員	
30	金 山 直 子	石川県	青少年育成推進指導員	
31	渋谷 佐 記	石川県	青少年育成推進指導員	
32	山 本 外 志 男	石川県	青少年育成推進指導員	
33	細 江 孝	青少年育成センター	所長	
34	宮 本 孝 則		事務局	
35	瀧 平 幸 恵			
36	松 岡 智 絵			
37	田 上 諭 史			
38	中 西 昭 斗			
39	村 本 真 美			
40	米 澤 秀 哉			
41	定 免 敏 彦			
オブザーバー				
42	福 井 真	羽咋警察署	生活安全課長	〔羽咋警察署〕 TEL 22-0110
43	境 田 弘 一	志雄防犯 ブルーバード	代表	

宝達志水町青少年健全育成関係 組 織 図

青少年健全育成町民会議
家庭・学校・地域が一体となって地域ぐるみで明るく心豊かで健やかな青少年育成に努めることが目的
事業内容 ・ 青少年健全育成施策の審議 ・ 青少年育成センターの活動及び運営に関する審議など
委員構成 町長(会長)、教育長(副会長) 青少年健全育成関係機関・団体代表者

青少年育成センター
事業内容 ・ 青少年の健全育成、非行防止に関すること ・ 青少年育成委員会の庶務を処理する
教育長(所長) 補導員

名称	青少年育成委員会	あいさつ運動推進委員会	健全育成モニター会議	小・中・高生徒指導連絡会議
活動	街頭補導活動 有害環境浄化活動など	「あいさつ運動」、「愛のひと声運動」の推進など	青少年の善行や非行、有害環境等の情報提供など	生徒指導の現状や課題に関する情報交換など
主な構成員	育成センター所長(委員長) 小・中学校PTA代表者 小・中・宝達高生徒指導担当教諭 県青少年育成推進指導員 育成センター関係職員 (オグザバー) 羽咋警察署員 志雄防犯ブルーバード 元青少年育成推進指導員	教育長(委員長) 町民会議全委員 〔協力依頼〕 区長会、町役場職員 保育所、小・中学校	区長会代表(委員長) 全区長	校長会(中学校)代表(委員長) 小・中・宝達高生徒指導担当教諭 (育成センター関係職員)

宝達志水町青少年育成委員会設置要綱

（目的及び設置）

第1条 家庭・学校・地域が連携し、地域における青少年の非行防止活動及び有害環境の浄化活動等を行うことを目的として、宝達志水町青少年育成委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

（委員）

第2条 委員会は、次に掲げる青少年育成委員（以下「委員」という。）で組織し、青少年育成センター所長（以下「所長」という。）が委嘱する。

- （1）小・中学校PTAの代表者
- （2）小・中・高等学校生徒指導担当教諭
- （3）石川県青少年育成推進指導員
- （4）青少年育成センター関係職員
- （5）前各号に掲げる者のほか、所長が適当であると認める者

2 委員の任期は1年とする。ただし、補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

（役員）

第3条 委員会に委員長1名、副委員長1名を置き、委員長に所長を充て、副委員長は委員長が任命する。

2 委員長は委員会を代表し、会務を統括する。

3 副委員長は委員長を補佐し、委員長に事故があるときは、その職務を代行する。

（オブザーバー）

第4条 委員会にオブザーバーを置くことができる。

2 オブザーバーは、委員会の目的を達成するための専門的な知識又は経験を有する者とする。

3 オブザーバーは、委員長の求めに応じて会議に出席し、専門的見地から助言又は協力を行うものとする。

（会議）

第5条 委員会の会議は年2回開催し、委員長が招集する。ただし、委員長が必要と認めるときは、その都度会議を開催することができる。

（活動）

第6条 委員は、次に掲げる活動を行う。

- （1）街頭補導計画に基づいた街頭補導活動
- （2）地域における街頭補導活動
- （3）青少年に悪影響を与える有害環境等の情報提供及び浄化活動
- （4）その他、青少年の非行防止及び健全育成に関する活動

（庶務）

第7条 委員会の庶務は、青少年育成センターにおいて処理する。

（補則）

第8条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は委員長が別に定める。

附 則

（施行期日）

- 1 この要綱は、平成17年4月1日から施行する。
- 2 この要綱は、平成22年4月1日から施行する。

令和6年度青少年育成委員会事業計画

月 日	事 業 名	会 場
5月26日	●石川県青少年育成推進指導員研修会	県青少年総合研修センター
6月18日	○第1回宝達志水町青少年育成委員会	さくらドーム21
7月 25日	【青少年の非行・被害防止全国強調月間】 ●有害図書等区分陳列一斉点検 ●石川県青少年健全育成「羽咋郡・市ブロック会議」 ○夏季休業巡回指導	町内 宝達志水町役場 町内
8月	○夏季休業巡回指導	町内
9月 1日～30日 7日 23日～25日	○グッドマナーキャンペーン巡回指導 ●デジタル時代の子ども健全育成講座 ○羽咋法事巡回指導	町内 ラピア鹿島 羽咋市
10月 中旬 19日～20日	○蓮華山子ども相撲大会巡回指導 ○YOSAKOIソーラン日本海本祭巡回指導	子浦地内 多目的グラウンド
11月	【子ども若者育成支援強調月間】 ●有害図書等区分陳列一斉点検	町内
2月 下旬	○第2回宝達志水町青少年育成委員会	さくらドーム21
○巡回指導…夏季休業や行事の際に、街頭補導活動、青少年に悪影響を与える有害環境等の情報提供及び浄化活動を行う。		
●有害図書等区分陳列一斉点検…コンビニなどで成人用雑誌が一般の書物と区別された陳列をしているか点検する。違反した店には30万円以下の罰金が科される。		

○ 町青少年育成委員会関係

● 県青少年関係主要行事（少子化対策監室子ども政策課）

その他

宝達志水町青少年健全育成町民会議 年2回（書面開催）

令和6年度青少年育成委員会巡回指導計画

1 グループ割（○：責任者）

① 事務局	② 押水第一小学校	③ 宝達小学校	④ 相見小学校
○赤池 大輔	荒川 光	広正 仁美	本庄 史子
大窪 祐宣	甲田 貴之	松田 真美	北山 梢
金山 直子	岡部 明日香	中村 友梨	南 瑛子
渋谷 佐記	○茶木 聡美	○新瀬 和夫	○山田 亮
山本外志男			
⑤ 樋川小学校	⑥ 志雄小学校	⑦ 宝達中学校	
國井 晴美	松島 裕子	坂下 愛里	
浜地 智美	河上 有花	高松 誠	
本島 明佳	中村 真理子	寺谷 他磨子	
○山田 政樹	○青山 真奈美	北橋 敦子	
		永井 佳奈	
		○井上 高志	

2 巡回指導実施期間

期間	行事等	グループ	備 考
7/21 ～8/31	夏季休業	全グループ	地区内を中心に巡回
9/1 ～30	グッドマナー キャンペーン	全グループ	地区内を中心に巡回
9/23 ～25	羽咋法事	① ⑦	露店の出ている界隈及び近辺の路地 を中心に巡回
10月中旬	蓮華山 子ども相撲大会	① ⑤ ⑥ ⑦	露店の出ている界隈及び近辺の路地 を中心に巡回
10/19 ～20	YOSAKOIソーラン 日本海	① ② ③ ④ ⑦	露店の出ている界隈及び近辺の路地 を中心に巡回

3 巡回指導時の留意事項

グループごとに期日や時間、巡回場所等を決めてください。
声かけ（指導）の対象は、町内の小・中学生、高校生とします。
巡回時は、身分証明書、帽子の着用をお願いします。

4 巡回指導報告書

巡回指導後、報告書に指導事項等を記入の上、育成センター事務局まで提出してください（メール、FAX可）。後程、学校の代表メールを通して、責任者の方に様式をお送りいたします。

5 その他

日常生活で地域の青少年の不良行為や問題行動等を発見した場合は、育成センター事務局まで報告してください。

また、巡回中に万が一事故やケガ等をした場合は、ボランティア活動保険に加入しておりますので、事務局までご連絡ください。

宝達志水町青少年育成委員会
巡回指導報告書
(行事名 :)

グループ名 ()

期 日	令和 年 月 日 () 天気 ()
時 間	午 前 時 分 ~ 時 分 午 後
巡回場所	(例) コンビニ、ＪＲ駅、公園、公共施設など その他、少年が集まると考えられる場所
指導事項及び気づいた点など	
巡回者名	

宝達志水町青少年育成委員巡回指導マニュアル

1 活動内容

青少年に対して犯罪被害や非行の防止を目的とした見守り活動を行ってください。
自主的に参加しやすい日・時間帯・場所を考慮し、必ず複数人で行ってください。
責任者の指揮の下で行動してください。

1) 被害防止

知らない人に付いていかない、知らない人の車に乗らない、危険な場所にいかない、早く家に帰る、等を声掛けしてください。

2) 非行防止

飲酒、タバコ所持及び喫煙、自転車の二人乗り、夜間徘徊

- ① 非行防止の声掛けの手法は、別紙「非行防止の声かけの手法」を参考にしてください。
- ② 身に危険を感じる時は、無理に近づかずに速やかに育成センターや駐在所に報告してください。
- ③ 酒類やタバコを取り上げることはできません。廃棄するよう説得しても聞き入れない場合は、育成センターや駐在所に報告してください。
- ④ 行動が不審、もしくは逃げ出したとしても強制的に拘束することはできません。服装や背格好などをメモして育成センターや駐在所に報告してください。追跡は危険なので絶対にしないでください。
- ⑤ 自転車の二人乗り等の注意は、自転車に手をかけるなど無理をすると、事故を誘発する恐れがあります。事前に手を挙げて停止を促すなど、注意を青少年育成委員に向けてから声掛けをしてください。

3) 地域の危険個所などの把握、青少年育成委員会への報告

人が入り込みそうな空き家、子供たちのたまり場、人目の付かないところ、危険個所などを発見したら、巡回指導報告書に記入して青少年育成委員会へ報告してください。

2 巡回場所

通学路や公園、人目に付きにくい場所、危険個所（貯水池、がけ地など）

3 持ち物

帽子、身分証明書、筆記用具とメモ帳、活動しやすい服装及び履物、携帯電話、懐中電灯及び反射材（夜間）など

4 注意事項

委員の身と、青少年の安全を第一に行動してください。

携帯電話には羽咋警察署（22-0110）と地元の駐在所（志雄 29-2047、敷浪 29-2158、今浜 28-2034、河原 28-2231、北川尻 28-2237）の電話番号を登録しておいてください。

通報は、場所をわかりやすく説明してください。住所がわかる場所では「〇〇町〇〇そ〇〇、××さんの家の前です。」、住所が分からない場所では、付近の交差点、店舗、施設など目標物を確認して伝えてください。

他人の土地には事前の承諾なしに入ることはできません。不審に感じたら警察に通報してください。

青少年育成委員の活動ではありませんが、不審車両を見かけた際にはナンバー（下4桁だけでも）や車両の色などを羽咋警察署に通報してください。

宝達志水町青少年育成センター 〔事務局 宝達志水町教育委員会生涯学習課〕 TEL0767-29-8320・FAX0767-29-2333
--

第1回宝達志水町青少年育成委員会

＜日 時＞ 令和6年6月18日(火) 午後7時から

＜場 所＞ 生涯学習センター さくらドーム21
2階 視聴覚室

＜出 席＞

委 員 細江委員長、他24名

オブザーバー羽咋警察署生活安全課長 福井 真 氏

事 務 局 青少年育成センター事務局 宮本課長、松岡主幹、米澤主事

1 開 会

2 あいさつ【青少年育成委員会委員長(青少年育成センター所長) 細江 孝 氏】

3 宝達志水町青少年育成委員会について

承認

(1) 委員の紹介

(2) 委嘱状の交付

(3) 青少年育成委員会について

4 令和6年度事業計画について

5 令和6年度巡回指導計画について

承認

質疑応答

・宝達中学校 PTA 高松 誠氏

宝達中学校での話し合いにおいて、よさこいは会場の子供の人数が少ないことから巡回を花火大会で行う意見が出たが、こちらの判断で変更してよいか。

・事務局回答

資料5 ページの3巡回指導時の留意事項にあるとおりグループごとに期日や時間、巡回場所等を決めるので、グループ内で取り決めがされていれば変更しても構わない。

6 巡回指導マニュアルについて 承認

質疑応答

・青少年育成推進指導員 山本 外志男氏

巡回指導マニュアル内に活動は必ず複数人で行うこととあるが、よさこいの巡回時に開催事務局の手伝いをしながら合間を見て単独で巡回することがある。その場合でも複数人で行う必要があるのか。

・事務局回答

グループで会場を巡回をする際の役割分担として単独になるのであればそれでも構わない。

7 羽咋警察署管内における少年非行等の概況について(要点は下記のとおり)

講師 羽咋警察署 生活安全課長 福井 真 氏

・石川県内の少年非行の水位は、令和5年度は令和4年度に比べ増加した。羽咋署管内においては1件となっている。石川県内の不良行為少年の状況についてはほぼ横ばいで、羽咋署管内では令和3年度から減少傾向になっている。

・県内において殺人、強盗、放火といった凶悪犯罪や暴行、傷害、脅迫、恐喝といった粗暴犯が増加している。窃盗犯はそのほとんどが万引きまたは乗り物盗となっている。少年非行は中・高校生が約6割を占めており、要因として思春期における学校や友人の変化やスマホの所持など、取り巻く環境が大きく変化することなどがあげられる。

・羽咋署管内における少年非行の特徴として、刑法犯・特別法犯・触法少年が少ない傾向にある。不良行為は午後11時から午前4時の「深夜はいかい」が約半数となっている。不良行為の約3分の2が羽咋市内であり、

他署管内で補導されることもある。

・少年を取り巻く現状として特殊詐欺で検挙された少年が増加しており、アルバイト感覚で認識がないまま重大な犯罪に加担させられ、首謀者に捨て駒として都合よく利用されている。薬物乱用についても令和4年度は過去最多の検挙数であり、令和5年は県内でも薬物事犯の検挙があった。好奇心・興味本位・その場の雰囲気等の動機が挙げられている。

・少年の犯罪被害は身体的虐待が約30%、心理的虐待が約60%、ネグレクトが約5%となっており児童相談所等の関係機関と情報共有を図り、児童の安全確保を最優先とした対応を行うとのこと。性被害について、SNSを通じた被害が多く、羽咋署でも類似した事案を認知・検挙している。

・警察では、少年非行を防止し犯罪被害から守る取り組みとして、街頭補導活動、被害少年への支援活動、広報啓発活動、少年相談活動、少年の居場所づくり、継続補導・少年に手を差し伸べる立ち直り支援活動を関係機関と連携して推進していく。

8 閉 会